

情審第44号
令和6年4月9日

長野市長 荻原 健司 様

長野市情報公開審査会
会長 関 良徳

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年6月19日付け5環温第356号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

本件対象行政情報である「令和4年度 巡回計画書（2月分）」を部分公開とした処分は妥当である。

2 本件事案の経緯

(1) 公開請求

審査請求人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、令和5年2月27日付けで「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例（平成22年長野市条例第65号。以下「改正ポイ捨て条例」という。）施行に伴う巡回指導員パトロール業務巡回計画書（令和5年2月分）」について、行政情報の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人が公開請求した行政情報について、「令和4年度巡回計画書（2月分）」であると特定し、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報並びに同条第3号に該当する法人その他団体に関する情報を非公開とし、その他の部分を公開として、令和5年3月2日付けで部分公開の処分を行った。

(3) 審査請求

これに対して、審査請求人は、実施機関の処分を不服として、令和5年3月14日付けで審査請求を行った。

(4) 諮問及び弁明書の提出

実施機関は、条例第18条の規定に基づき、令和5年6月19日付け5環温第356号により、当審査会に対して諮問し、併せて弁明書を提出した。

(5) 反論書

実施機関からの諮問及び弁明書の提出を受け、審査会から審査請求人に対し、

反論があれば令和5年7月12日までに反論書を提出するよう通知したが、期限までに提出はなかった。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

「原処分のうち、個人に関する情報を非公開とした処分を取り消し、該当部分を公開せよ」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

原処分によると、条例第7条第2号、同条第3号の規定によって、該当する部分を非公開にしたとしている。

しかし、改正ポイ捨て条例は、「ポイ捨てや道路等での喫煙を防止することで、きれいなまちの実現と皆さんの身体や財産の安全を確保し、良好で快適な生活環境を確保すること」を目的としており、該当情報は条例第7条第2号イで非公開情報から除外されている「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に当たることから、公開しないことは違反、違法である。

また、本件は長野市が委託している「改正ポイ捨て条例施行に伴う巡回パトロール業務」に関する情報であり、条例第7条第2号エに規定されている「実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公開することが必要であり、かつ、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる情報であって実施機関が公表した基準に該当するもの」として公開すべきである。

さらに、条例第7条第4号では「公開することにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については非公開とする規定があるが、契約違反、条例違反をしている委託業務であることから、公開しない決定こそが犯罪の予防や公共安全などに違反、違法である。

加えて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の第27条第1項第3号によると、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は個人データを第三者に提供することが可能であり、公衆衛生の向上に必要な改正ポイ捨て条例に基づく啓発活動であるパトロール業務が現状の委託業務では正常に行われていないことから、勤務実態などを勤務先等に照会して正常な業務を求めるために氏名などの個人情報が必要であるが、非公開とされたために実態把握等の調査ができなくなっており、公衆衛生の向上につなげることができていない。

本件処分により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に定められている住民監査請求を行うための権利を侵害されている。

改正ポイ捨て条例第4条第1項は、「市民等は、自らポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関する意識を高めるとともに、まちの美化活動に努めなけ

ればならない。」としているが、条例によるパトロール業務の不正行為を防ぐことができず、意識を高めること、市民としての権利を侵害されている。

本件処分によって非公開とされた氏名などの個人情報、委託業務の違法状態を把握するために必要不可欠であり、実際に委託業務で禁止されている行為などを把握していることから、さらなる不正や違法行為を確認するためにも公開が必要である。

公金の支出による委託業務の内容を把握し、違法な公金の支出を防ぐ公益性からも公開が必要である。

以上の点から、原処分のうち、個人に関する情報を非公開とした処分の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

4 実施機関の弁明要旨

情報公開の可否は、一義的に条例の規定によって判断すべきであり、審査請求人の審査請求の理由のうち、条例第7条第2号イ、同条同号エ、同条第4号に該当するとの主張及びその他の主張はいずれも失当であり、本件処分は妥当であると考える。

条例第7条第2号イは、本号本文の例外として、公開されることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を公開する必要性と正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないことを定めたものである。

「公開されることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るとき」とは、例えば、大規模災害等、相当多数の人の生命、健康等に影響が及び又はそのおそれがあるときなどと考えられ、相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性を具体的かつ慎重に検討する必要がある。

改正ポイ捨て条例の目的について異論はないが、これらの例外的事項には該当せず、本件処分によって非公開となった個人情報を公開する必要性と正当性は認められない。

条例第7条第2号エについては、公益上公開することが必要であり、かつ、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる情報であって、実施機関が公表した基準に該当するものは公開できるとされているもので、実施機関（本市）においては、食糧費及び交際費に関してのみ基準を定めているため、本件処分に適用するものではない。

また、条例第7条第4号を引用して違法であると主張しているが、本件処分は条例の規定にのっとったものであることは前述のとおりであり、本件処分の理由に条例第7条第4号は適用していない。

公開における公益性の判断については、個々の非公開情報の規定により、保護利益の性質及び内容を慎重に考慮し、これを不当に侵害することがないようにすべきであり、通常非公開となる情報を公益性により公開するのは、より広い社会的、公益的な利益を保護する特別の必要性が認められる場合であると考える。

住民監査請求においては、違法又は不当な財務会計上の行為があることを証する書面を添えることが必要であるが、巡回指導員の氏名等を記載する必要はないと考える。

改正ポイ捨て条例第4条は、市民自らが行うことを定めているものであり、市民が他者の行動の監視を行うことまでは求めている。

よって、本件処分で非公開とした情報は、条例第7条第2号ただし書きには該当せず、処分は妥当であると考え。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。

この条例において、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、その運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件審査請求について判断するものである。

(2) 対象行政情報について

本件処分の対象となった行政情報は、改正ポイ捨て条例に基づく業務委託先から提出され、実施機関が取得、保有していた「令和4年度 巡回計画書（2月分）」である。

(3) 本件審査請求に対する審議事項について

実施機関は、上記(2)について部分公開とする処分を行い、非公開とした部分については条例第7条第2号又は同条第3号に該当するものとしている。

そこで、当審査会は本件対象行政情報を見分し、条例第7条第2号又は同条第3号に該当するか、また、その他事項に該当する部分が存在するか等について判断する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報は原則非公開とする規定である。

対象行政情報を見分したところ、条例第7条第2号により非公開とした部分は、業務委託先営業所の所長氏名、巡回指導員氏名及び緊急連絡先（携帯電話）電話番号であった。

所長氏名、巡回指導員氏名は、条例第7条第2号本文に規定されている「特定の個人を識別することができる情報」に該当する。

緊急連絡先（携帯電話）電話番号についても、公開されている業務委託先営業所名と組み合わせられることによって個人の特定につながるおそれがあり、条例第7条第2号本文に規定されている「特定の個人を識別することができる情

報」に該当する。

これらの情報について、例外的に非公開情報から除いて公開するとした条例第7条第2号ただし書きア、イ、ウ、エに該当するか検証する。

まず、条例第7条第2号アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、法人の登記事項に含まれておらず、法人のウェブサイト等にも記載がない情報であることから該当しない。

次に、条例第7条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る状況とは言えず、当該個人情報公開の必要性と正当性までは認められないことから該当しない。

条例第7条第2号ウについては、当該個人が公務員であって当該情報が職務遂行に係る情報である場合には公開するとの規定であり、本件非公開部分は公務員の氏名等ではないことから該当しない。

残る、条例第7条第2号エについては、まず実施機関が公表した基準に該当するものである必要があり、それは食糧費関係公文書並びに交際費に係る公開基準のみであることから該当しない。

よって、条例第7条第2号による非公開部分は妥当であると判断する。

(5) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、法人その他団体に関する情報であって、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものは原則非公開とする規定である。

対象行政情報を見分したところ、条例第7条第3号により非公開とした部分は、法人の印影であった。

法人の印影をもとに、模倣して偽造された印が使用された場合、当該法人の権利、利益を害するおそれがある。

なお、条例第7条第3号本文には「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」として例外的な公開に関する規定があるが、前項の条例第7条第2号イの該当性で指摘した内容と同様に、公開の必要性と正当性までは認められないことから該当しない。

よって、条例第7条第3号による非公開部分は妥当であると判断する。

(6) その他事項の該当性について

審査請求人は条例第7条第4号に言及しているが、同条同号は、公開することにより人の生命、身体又は財産等に被害をもたらし、犯罪を誘発したり、容易にしたりするおそれがある情報については、公共の安全を確保し、秩序を維持する必要上、公開しないことを定めたものであり、本件処分とは関係がなく、実施機関も公開、非公開の理由として採用していない。

また、審査請求人は個人情報保護法の第27条第1項第3号にも言及しているが、

同条同項同号は、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く、いわゆる民間の個人情報取扱事業者による個人情報の第三者提供の制限に関する規定であり、実施機関を含む行政機関での利用及び提供の制限について規定した同法第69条各項各号には、同様の規定は存在しない。

その他、審査請求人は、他の法令等を引用した主張を種々述べているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 判断

以上のことから、本件処分は妥当であると判断し、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(8) 審査にかかわった委員

会長 関 良徳、委員 飯田 武寛、委員 久田 道人、委員 三浦 正士、
委員 中澤 和彦

6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和5年6月19日	審査会（諮問書及び弁明書受理）
令和5年8月21日	審査会（審議）
令和5年9月12日	審査会（審議）
令和5年10月3日	審査会（審議）
令和5年10月24日	審査会（審議）
令和5年11月14日	審査会（審議）
令和5年12月26日	審査会（審議）
令和6年1月30日	審査会（審議）
令和6年2月15日	審査会（審議）
令和6年4月9日	答申